

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0758)

本審議会 第441回

令和3年7月29日 公開

開催日時	令和3年7月29日(木)	13時30分～14時40分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 群馬県最低賃金専門部会の審議状況(中間報告)について 2 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について 3 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) 		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員5名・労働者代表委員5名・使用者代表委員5名の合計15名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ただいまから、第441回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p>

会長	<p>議事進行につきましては、 会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>では、会議次第に従いまして進めてまいりたいと思います。これから意見陳述を実施いたします。意見陳述は3名の方が行います。各人の持ち時間は5分となっておりますのでよろしくお願い致します。それでは、意見陳述をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。陳述をされる方を、順にお呼びいたします。陳述が終わりましたら元の席にお戻り下さい。初めに、 労働組合の さんです。陳述を始めてください。</p>
 陳述人	<p> 労働組合、執行委員長させていただきます と申します。</p> <p>最低賃金の引上げ改善についての意見陳述をさせていただきます。座って失礼します。</p> <p>群馬地方最低賃金審議会の各位がご尽力されていることに、まずもって敬意を表するものであります。また、このように意見表明の時間を設けさせていただいたことに、審議会の皆様をはじめ、関係各位にまずもって感謝を申し上げる次第です。</p> <p>更に、これから述べさせていただくことに、審議会の皆さんが、答申書に私の意見を反映させていただければ、誠にもってありがたい次第であります。</p> <p>さて、1つ目の意見です。</p> <p>先日提出した意見書の中には、3つの観点で意見を述べさせていただいていますが、今回はこの1点目を重点に置きながら、発言をさせていただきます。</p> <p>地域別最賃はいかがなものかという意見を申し上げます。住んでいる地域で時給200円以上の格差があることは、私は容認できないと思っています。</p> <p>現在、Aランクで最上位の東京都とDランク最下位の県との差は221円あります。2006年の差は109円でしたので、14年間で2倍以上に広がっています。</p> <p>全国で展開しているコンビニエンスストアで同じ価格の商品を扱っている仕事をしていても、住んでいる地域で時給200円を超える格差がつけられてよいものか。これは、同一労働・同一賃金に反すると断ぜざるを得ないというように思っています。また、法律</p>

で格差を肯定するようなことがあってはならないと言わざるを得ません。

現在、最低賃金の関東最下位は群馬県です。837円。トップの東京都1,013円との差は176円です。隣接する埼玉県928円とは91円の差があります。過日提出した意見書を補強する意味で発言を付け加えますが、実際に現地に行って調べてきました。旧鬼石町、今は藤岡市ですが、ここに利根川の支流である神流川が流れています。神流川が群馬県と埼玉県の県境になっています。旧鬼石町、そして対岸は神川町であります。同じコンビニエンスストアがあります。そのお店に貼ってあった求人広告は、神川町は930円、群馬県は850円でした。更に群馬県付け加えれば、高校生の時給は837円でした。例えば、この時給で1日8時間、1か月21日働いてもらったとして計算した場合、埼玉では156,240円、群馬県では142,800円となります。月13,440円の差がついて、年間では161,280円の収入の格差が発生します。これは、埼玉県で11か月働けば、群馬県の1年間の収入を確保できるという計算になります。私は、今までの、私が住んでいる藤岡市の高校生が、よく埼玉県にアルバイトに行く、その裏付けがここです。先進国の多くは、地域別最賃は採用せず、全国最低統一賃金を採用しています。是非、このことを近い将来を据え置きながら考えていってほしい課題だと思いますし、こんな格差の是正に力を注いでほしいと思っています。

私たちは、一刻も早く時給1,000円に引き上げていただいて、1,500円に到達してほしい、こういう願いから運動しています。

是非、審議会委員の皆さんにもこのことを頭におきながら、最低賃金の上げ方について議論いただきたいと思っていますところがあります。

2つ目は、最賃の引上げは、政労使合意の約束事だ、国民に対する約束事だ、労働者に対する約束事だ、と思っています。

是非、このことも視野に入れて議論していただきたい。もう到達年度は過ぎています。だからこそ、一刻も早く、大幅賃金の引上げを実現していただきたいと思っていますところでは。

3つ目。そんなこと言ったって、中小零細企業は大変だ。経営者委員の方はおっしゃると思います。だからこそ、国の支援が大事なのではないのでしょうか。

多くの国々は、最低賃金の引上げに、多くの予算を割いて頑張っています。日本は残念ながら、2桁だけです。多くは3桁、4桁を、きちっと予算をして対処している。このことも是非意見に付け加えていただきながら、最低賃金の上げ方を考えていってほしいと

思っているところであります。

色々申し上げましたが、群馬地方最低賃金審議会の方々の奮闘に期待をしまして、発言を終了とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

次は、[]労働組合の、[]さんです。

[] 陳述人

[]労働組合群馬県支部の[]と申します。よろしくお願いいたします。

労働者の労働条件向上ならびに、最低賃金についてご審議いただく委員の皆様、心より敬意を表したいと思っております。

私ども[]と関連職場で働く仲間の労働組合であります。主にパート労働者など非正規の方が8割を超える労働組合という形になります。ですので、私は非正規労働者の代表として、直接仲間の声を届けるために、今回、意見陳述をさせていただきたいと思っております。

1つ目に、地域別最低賃金と格差の問題について、意見をさせていただきたいと思っております。

一昨年、働き方改革一括法により、同一労働同一賃金のガイドラインが出されております。これで真っ先に思い浮かぶのは正規と非正規との格差の問題だと思っております。ただ、同じ非正規で働く仲間にとっても、地域間の賃金差が非常に大きいということが大きな問題だと思っております。

私たちの働く[]の職場もそうなのですが、他に類似するスーパーやコンビニエンスストア等も、全国で商品を販売しているところは、ほとんど価格の差はありません。働き方もほとんど同じです。[]でいえば、関東圏内は同じシステムで働いておりますので、全く同じ働き方をしています。ただ、先ほどの意見でもありましたけれど、隣の埼玉県と比較すると、最低賃金には91円の差があります。北関東でいうと、隣の栃木県と比べても18円の差が現状でもあります。同じ価格の商品を売って、同じ働き方をしても、年収にすると1か月150時間働いたとしても16万円以上差があるというのが、実態だと思っております。

学生のところも、東京の大学に進学された方、自宅が群馬県にあったとしても、東京都内でアルバイトをされるということになると思っております。そういった方々が就職する時に群馬県で働くかという、なかなか実態としては厳しい状況であるということです。

学費を稼ぐために東京都でアルバイトをして、それで得た収入を糧に、現状でも 200 円近い差がある収入の中で、群馬に残って就職先を探すかという、そういう判断がなかなかされないということがあるかと思っておりますので、特に先を見た時の若者たち、労働力が都市部へ集中する、流出を防がないといけないと思っております。

2 点目に、全国一律で最低生計費調査を保障する最賃制度の確立を要請したいと思っております。

群馬県の最低賃金、現状で 837 円ですけれど、それでフルタイムで働いたとしても月額 144,801 円ということになります。この収入では憲法で保障されている健康で文化的な生活を送るところはできないと思っております。ましてや、病気や怪我等発生した場合には、とても安心して暮らせるということにはならないかと思っております。

この間、 が加盟する全労連で、全国各地で最低生計費調査を実施しております。ここについては、生活に必要な費用は 25 歳単身者が独立して生活するということにおいては月額 22 万円から 23 万円は必要だという調査結果が出ています。ですので、最低生計費を満たさない現在の最低賃金の金額では、とても不十分だと考えております。働く者の貧困状態は、なかなか改善されないのではないかなと思っております。ですので、目安金額や使用者の支払い能力にとらわれることなく、直ちに最低生計費を保障する最低賃金として、2021 年度に最低賃金額 1,000 円の実現を目指していただきたいなと思っております。これにも関連して、コロナ禍において、国が雇用調整助成金の支給額を実施したと思っております。当初、一律 8,330 円だったと記憶しておりますが、この額は 8 時間労働者が働いて、時給換算して 1,041 円ということで、今の東京の最低賃金 1,013 円とほぼ同額ということです。ただ、この額ではあまりにも低すぎるということで、15,000 円に上限が引き上げられたという実態があると思っております。この点から考えても、最低生計費が最低賃金とあってないということが実証されているのではないかなと思っております。

3 点目、 職場の非正規労働者の実態を申し上げたいと思っております。

私たちは、労働組合の組織する の時給の最低金額は 850 円ということになっております。もっとも影響を受けるのは、事務の方や、店舗や宅配などで全業態のパート・アルバイトの採用する時の募集の時給です。あと、福祉事業で働いている非常勤ヘルパーの方々の通勤手当やキャンセルが起きた時の最低補償で

す。あとは、会議をやる時の時給です。■■■■職場に影響が大きいのは流通小売、物流、運輸などの賃金水準が低い業種だと思っております。

私達も春闘で理事会に対してベースアップ要求を掲げて毎年交渉を続けております。で、幸いにも毎年ベースアップの回答をいただいておりますが、一企業で出来るのは時間給だと10円という回答が精いっぱい。地域の水準を見て判断したというところだと思っております。ですので、一企業のベースアップ基準よりも、最低賃金のところの改定による額のアップの方が、非常に影響が大きいというところがあると思っております。

■■■■の職場で働くパートの方も、ダブルワークをされている方というのが結構います。なんのためにかということ、ここに書いてあるとおり、家賃や教育費にお金がかかるというところなんです。食品を販売する仕事をしながら削れるのが食費のみという部分の方が非常に多いということと、■■■■で7時間働いたあと、コンビニ等で働くということがあります。

また、コロナ禍の影響で、残業が減ると。働き方としては決して悪いことじゃないと思いますが、その分生活が苦しくなる、生活が不安定になるということで、基本給を上げてほしいという要求が毎年出てきます。それに応えていけなくちゃいけないところだと思っておりますが、いろいろな切実な声が職場ではあがっております。

4番目。最後に、働く者の生存権とは、労働力を再生産することだと思います。人間らしい生き方、生活が出来る最低生計費を満たす最低賃金によって保障されるべきだと考えております。私達は憲法及び労働基準法、最低賃金法に基づき、働く者の生存権を保障する最低賃金として、全国一律制1,500円を求めていきたいと思っております。

また、労働者が、自分の時間を大切にして、ワークとライフのバランスを取っていくと、豊かな人生を送りたいと考えていると思っております。自分の考えに沿う働き方が出来る仕事や職場を選ぶということに繋がると思っております。

群馬県のいろいろな企業・会社・職場が、労働者から選ばれる職場になってもらいたいと、私も群馬で働きながら思っております。

是非、群馬県の職場が選ばれるような最低賃金になるように、本質的な議論をしていただきたいと思いますと思っております。

群馬で働いてよかった、群馬で働きたい、生活していきたいと思える形を望んでおりますので、審議の程、宜しくお願ひしたいと思っております。

事務局

以上です。

ありがとうございました。

最後は、XXXXXXXXXX労働組合の、XXXXXXXXXXさんです。

XXXXXXXXXX 陳述人

私は、群馬県内の自治体の非正規職員や公務公共関係で働く労働者で組織しておりますXXXXXXXXXX労働組合委員長やっていますXXXXXXXXXXです。本日は意見陳述の機会を与您にいただきまして、ありがとうございます。

コロナ感染拡大のもと、エッセンシャルワーカーと呼ばれる医療・介護・保育・学童保育などで働く労働者は、感染リスクを負いながら社会機能維持のため働いてきました。その多くは低賃金や不安定雇用の非正規労働者であり、公務公共も民間と同様であり、早期に改善が求められています。今こそ最低賃金を大幅に引き上げて、賃金水準の底上げが必要だと思います。コロナ禍であるからこそ、最低賃金引上げ、中小企業への大幅な財政支出などによる地域循環型経済の確立が必要だと思います。

自治体非正規の賃金ですけれども、毎年調査していきまして、2020年の県内全自治体の調査によりますと、群馬県の最低賃金 837 円に対して、一番低い職種の時給は 837 円、同額です。続いて 840 円です。

会計年度任用職員制度が実施されまして、時給 897 円に改善され 16 自治体が引き上げられました。しかし、900 円台の自治体が、9 自治体しかありません。まだまだ時給 1,000 円にほど遠い状況である。これが自治体非正規職員の低賃金の実態です。

現行の最低賃金では、8 時間働けば普通に暮らせる賃金、ダブルワークをせず暮らせる賃金とはなりません。また、全労連による最低生計費調査結果によりますと、全国どこでも大差はなく、時給 1,500 円、月額 24 万円は必要という結果が出ています。地域別最低賃金のような格差はありません。

現行制度では、地方格差が拡大するばかりでありまして、今年の中賃の目安は地方間格差がなく、時給 28 円引上げとした。このことは私たちが要求し続けてきた地方間格差をなくして、全国一律最低賃金制度に向けた動きと思われます。この機会を逃がさず、群馬が関東最下位から脱する最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の確立のチャンスとして、早急に改善をお願いしたいと思います。

地域別最低賃金の大幅な引上げなくして、県内のワーキング・プア脱却と地域の景気回復はありません。地域経済を支える中小企

	<p>業や小規模事業者に、最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行うことが必要だと思ひます。それは、政府の責任だと私は思ひております。</p> <p>私たちはコロナ禍だからこそ、最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正を強く求めます。</p> <p>最後に、審議会の透明性を高めるために、専門部会の公開を実現して下さい。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>意見陳述をされる方は以上でございます。</p>
会長	<p>はい。これで意見陳述を終了いたします。</p> <p>次に、群馬県最低賃金専門部会の審議状況等について、事務局から説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。1回目の専門部会は、7月27日に開催しております。</p> <p>専門部会の労使委員につきましては、群馬県最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行いましたところ、各関係団体から委員の推薦がございまして、資料1の名簿のとおり任命されております。</p> <p>専門部会では、運営規程や運営方法につきまして、ご審議をいただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。群馬県最低賃金専門部会の状況について、説明がございました。</p> <p>質問等がございましたら、お願ひいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>特にないようなので、次に進めさせていただきます。</p> <p>次ですが、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について、事務局から説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。7月16日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対して、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、答申が行われました。</p>

資料2をご覧ください。

答申は、答申文と別紙1、別紙2からなっております。
答申文を読み上げ、報告とさせていただきます。

【答申文朗読】

事務局

以上が答申文でございます。

なお、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解として提示されました改定の目安金額は、AからDのすべてのランクにおいて「28円」となっております。

また、目安答申の記の4で、政府に要望されました支援策の拡充について、具体的な支援策が資料8でございます。ご覧ください。

特に、5ページの業務改善助成金の特例につきましては、8月に施行され次第、積極的な運用に向け、広報をさせていただくこととしております。

以上でございます。

会長

はい。事務局から、中央最低賃金審議会の目安答申について、説明がございました。

中央最低賃金審議会の目安答申について、労使委員の先生方それぞれにお考えがあらうかと思っておりますので、お聞きしたいと思っております。

それでは、はじめに労働者側委員の先生からお願いいたします。

労働者委員

労働者側■■■■でございませう。

私からは、最低賃金については、日本経済を支える上でも、また、地域の労働者の生活と賃金、そして地域産業の持続性を支える上でも大変重要な役割を果たしているものと認識しております。

去年は、誰もが経験のないコロナ禍による不安定要素が多く、また多くの産業で大きな打撃を受け、先が見えないこともあり、中賃においても目安が示されなかったと認識しております。

現在、コロナ感染症については、今まさに第5波といわれる感染拡大が進んでおりますが、まだ予断は許されない状況です。ただ、今年度はワクチンの有効性が確認される中、ワクチン接種が開始され、政府は今年度中に、希望者には全員接種終了する方針で進められているものであります。少なくとも、昨年度とは異なる状況での論議となると、私は思っております。

このような情勢下の中で、今年度の中賃では、アフターコロナを見据え、すべてのランクで有額かつ同額が示されたらと認識してお

会長	<p>りますので、私どもは継続して最低賃金の引上げができるよう、論議を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。続けて、■■■■委員、お願いします。</p> <p>はい。労側委員の■■■■です。</p> <p>私からは、最低賃金の年収についてお伝えします。最低賃金最高額 1,013 円の東京で、年間 2,000 時間働いたとしても、年収 200 万円程度です。群馬においては、最低賃金 837 円、年収にして 170 万円にも届かず、30 万円以上の差があるのが現状でありまして、短時間労働や、子供の見守り負担が増している現下のひとり親世帯にとって、状況は深刻です。</p> <p>また、労働組合がなく、春闘などの労使交渉の機会すらない未組織労働者、特に最低賃金近傍で働く者は、将来への不安を払拭し、安心感を醸成できるよう、暮らしの底上げに直結する最低賃金の引上げが必要です。</p> <p>是非、使用者側委員の皆様のご理解をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。</p>
労働者委員	<p>引き続きよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>はい。■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。私からは、先ほどもありましたが、エッセンシャルワーカーについて申し上げます。</p> <p>社会機能を維持するために欠かせない業種である医療や介護、保育、スーパー、物流などを担うエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、日々感染の不安と闘いながら、仕事を続けてきております。</p> <p>これらに従事する労働者は、パートや短時間、有期で働いている方々が多く、その方々の賃金は、地域相場の影響を受けやすく、最低賃金近傍で働いている人は少なくありません。</p> <p>感染のリスクと闘いながら、日々懸命に働き続けているエッセンシャルワーカーの皆さんの努力に報いるためにも、最低賃金の大幅な引上げが必要です。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く人の家計に大きな影</p>

<p>会長</p>	<p>響を与えていることなども考慮した論議を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>労働者側委員の先生、■■■■委員お願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側委員の■■■■でございます。</p> <p>まず、労側の基本的な立場というものは、誰もが時給1,000円の早期実現というところがございます。生活にいくら必要かといういろいろな試算がありますけれども、連合が試算した単身労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準というものは、群馬県が属しているCランクで920円から960円、最低でも必要だという形になっております。あくまでもこの数字は最低限というところで、自動車を所有しないという前提になっております。</p> <p>また、いわゆる非正規雇用と呼ばれる労働者は、近年激増しているという状況で、そういった方々の最後のセーフティネットとなる最低賃金の引上げというところには、猶予はないのではないかと考えております。</p> <p>また、上げられる企業は上げていけば、というようなスタンス、そういったスタンスで本当に生活のために上げなければならない人たち、そういった方々を置き去りにしてしまうということにも繋がっていきます。</p> <p>雇用調整助成金が特例措置の延長、10月以降の方針というものも既に示されています。その他助成金についても、非常に使い勝手が悪いというようなご意見がある中で、改善が示されております。そういった、この先も助成制度の改善、経済状況の改善というものを見据えた上で、使側の皆様のご理解をいただきたいというように考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。続けまして、■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>先ほど、■■■■委員からもありましたけれども、昨年に関しましては、新型コロナウイルス感染症の拡大と、またその動向が不透明だったということでしたが、ワクチンの接種が加速されまして、中央の審議会では公益の先生方に、現在の経済情勢はコロナ禍前数年、継続して3%引き上げてきた時期に比べると、それほど悪化が見られないというようにされております。</p> <p>このようなことも踏まえ、更なる県内の経済活性化に向けて、人材・雇用の確保が重要だということにも考えております。</p>

一方、地域間格差によります隣県や都市部への労働力の流出が、過去から継続した課題となっているというようにも認識しております。

このことも踏まえれば、今年度の中賃で示されました4ランク同一の目安に加えまして、地域間格差縮小に向けた賃上げ額の検討により、引き続き格差是正を図ることが重要であるというようにも考えております。

既に東京では、目安の28円が確認されております。また、本日同じCランクの奈良でも28円が確認されたというように聞いております。こういったことも踏まえまして、先ほど申した地域間格差是正にも視野に入れ、最低賃金引上げの流れを継続していきたいというように考えておりますので、是非、使用者側委員の皆さまのご理解をいただければと思っておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございました。

それでは、使用者側委員の先生方から、お願いいたします。

使用者委員

はい。それでは、使用者側の■■■■から述べさせていただきます。まず、足元のコロナの感染状況でございますけれども、昨日においては東京で過去最高の3,000人を超えてきている。群馬県でも、7月の中旬は、確か私の記憶では1桁台でございました。それが昨日は70人という状況でございます。埼玉、千葉、神奈川、大阪においては、また引き続き緊急事態宣言が、明日にでも発令されるというように報道されています。

よって、コロナ禍はまだまだ続くということが明白であり、この先どこまで我々は我慢していかなければならないのか。トンネルの中に入り込んだ状況で、出口が見えないというのが足元の状況だというように認識しております。

この状況下において、目安額が中央で28円ということで決定している。これは引上げ率でいうと3.1%、これは過去最高の引上げ額でございます。このコロナ禍における、益々感染が拡大している中での28円の引上げについては、使側としては、私個人的には理解できないという数字として捉えております。

確かに、コロナが追い風になって、売り上げが過去最高等々を示す企業もございますけれども、しかしながら多くの中小零細企業、特に個人経営の飲食、旅館、観光業においては、明日の支払いをどうするのと、頭を抱えている事業主も大勢いることは事実でござ

います。

最低賃金法第9条2項に定める、3要件の1つである、賃金支払能力を考慮して定めるについては、全く無視された目安額というように思っております。

あと、ちょっと話は変わりますが、今世界的に問題視されている半導体、要は電子部品の不足、これは製造業各社に大打撃を今与えています。当社も例外ではございませんが、群馬県内の製造業においても影響を受けており、減産をやむなくしなければならない、もしくは、ラインを止めて、そのラインに関わる社員は帰休をしてもらう、というような企業も多々出てございます。

その反動で、電子部品の需要と供給のバランスが崩れ、今値上げ傾向にあるということも事実でございます。

最低賃金の引上げによる人件費の増大、部品材料といった固定費の値上げは、経営に直接打撃を与えるということは間違いがございません。

ただ、賃金アップそのものは、従業員の幸せ、やる気に直結する部分で、会社経営の一つとしては、重要な課題だとは、認識はしています。

先ほど申し上げましたが、支払能力がある事業者は、どんどん賃金を上げればいい話で、雇用維持とのバランスを考えるのは、企業経営の基本であり、また、雇用を維持することは責任であると認識をしております。

持続可能な開発目標であるSDGsの8番目の目標に、持続可能な経済成長。その次に、生産的な完全雇用という文言もとられております。SDGsの観点からも、企業の成長と完全雇用が切り離せないというのが、私の思いでございます。

今後の論議につきましては、先ほど労側委員からもございましたが、このコロナ禍の中、社会生活を支えていただいているエッセンシャルワーカーの皆様のご苦勞も、鑑みなければいけないという認識はございます。また一方で、中小零細企業の立場から、最低賃金法で定める支払能力も十分に考慮しながら、今後、慎重な論議を重ねていきたいと思っております。

私からは以上です。

会長

はい。続けて■■■■委員、お願いいたします。

使用者委員

■■■■です。

現在の経営環境ですが、やはりまだまだコロナの渦中で苦しんでいる企業が数多くあるというのは、周知のとおりかと思っております。ま

た、人が直接会うのを避ける、外出を控える行動様式が今なお続いていきますし、推奨もされております。

人々の生活様式の変化は、飲食・観光業界に限らず、その生活様式の変化に関係する多くの中小製造業にも、インパクトを与えております。中小企業・小規模事業者は、製造品目、取り扱い品目が限られてきますので、自分たちが作るものが人々の、この生活様式の変化に影響を受けるものであれば、当たれば売上が見込めてまいりません。

昨年、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、感染症動向の不透明さ、雇用維持の最優先という表現が使われてきましたけれども、コロナの影響を受け続けている企業にとっては、今現在でも状況は何一つ変わらず、更に耐え続けてきたということで、体力を消耗している状況かと思えます。

企業は、やはり体力のない時には、出来ることは限られてきますので、まだまだこういった状況の中では、まずは出血を止め、体力を回復させるという段階にあるのではないかと考えます。

以上です。

会長

はい。ありがとうございます。

■■■■委員、お願いいたします。

使用者委員

使用者側委員、■■■■です。よろしく申し上げます。

まず、今年度の全国一律の目安 28 円については、この時期になぜ、過去最大の上げ幅になるのかと、非常に理解に苦しむところです。このままでは、地方の中小企業は、ますます経営が厳しくなってしまうと思います。

先ほど、過日中央最低賃金審議会小委員会の報告書の中に、ワクチン接種が始まるなど、昨年度とは前提が異なるとしていますが、ワクチン接種の完了の目途も立たず、まして最近の感染者数については、増加でいうと昨年度よりも悪化していると思えます。まず、27日、東京都の感染者数については、2,848人。28日は3,177人と、急激に東京では拡大しております。これは、予想された感染者数よりも、かなり増加をしております。

これをもって、昨年度と前提が異なるのは確かですが、これについては悪い方に異なっていると、そういう現状があると思えます。

もう一つは、産業全体では、経済の回復が見られるとしておりますけれども、一つの例として、協会けんぽの例をとってみても、2020年度の協会けんぽの保険料収入は、10兆7,650億円で、前年

比マイナス1%になっております。協会けんぽの減収については、2008年10月に、協会けんぽが設立されてから初めての事です。このことを見ても、経済が回復しているとは、とても思えないのではないのでしょうか。

また、私のところでは医療業界ですけれども、医療・介護の業界では、最低賃金が上昇しても、診療報酬・介護報酬が変わるわけでもなく、増収が見込めないのが現状でございます。

昨年からのコロナ禍で、経営状態が大きく変わってしまった医療・介護業界です。外来患者については、コロナ禍により、受診の控えが目立ちまして、減収になっております。

また、介護事業については、各介護施設についても、コロナウイルスのクラスター感染を警戒し、入所の制限をしたり、また利用者の方もコロナの感染が心配で、介護サービスの利用を控えたりして、そんな中の状況で昨年度から減収が続いております。

また、感染対策のために、空気清浄機、またアクリル板などの備品、不織布のマスク、プラスチックグローブ、消毒用アルコール、感染予防着など、消耗品の購入が大幅に増えており、とても補助金では賄えない経費の支出が増加しております。

このような中で、現状では経営を維持できるかどうか心配な医療機関もあり、コロナ禍で多忙な業務をしているのにも関わらず、賞与が支給されない病院・介護施設もあると聞いております。

こうした業界の現状を踏まえて、雇用の維持を優先し、また、コロナ禍の先行きも見通せない中では、今年度の最低賃金は、現状維持とするべきではないかと考えます。

会長

はい。続きまして、 委員お願いします。

使用者委員

使用者側の です。

今回の目安に対する のコメントが出ましたので、ちょっとご紹介をさせていただきます。

長引くコロナ禍により、極めて厳しい現況の企業が多い今年度において、なお事業の存続と雇用の維持を最優先にすべき状況であることを踏まえて、 と共に、現行水準を維持することを強く主張してきた、とあります。

昭和53年度の目安制度開始以降で最高額となる大幅な引上げとなったことは極めて残念であり、到底納得できるものではない。中小企業・小規模事業者の実態や痛みを理解していない結論と言わざるを得ない。多くの経営者の心が折れ、廃業が更に増加し、雇用に深刻な影響が出ることを強く懸念する。

中央最低賃金審議会は本来、各種指標やデータに基づき、公労使による真摯な議論によって、納得感のある結論を導き出すべき場であるが、今回、「骨太の方針」に記載された最低賃金引上げの政府方針を追認するような結論となったことは、審議会及び最低賃金決定のあり方自体に疑問を抱かざるを得ない。

今後行われる群馬地方最低賃金審議会では、中小企業・小規模事業者や地域経済の窮状をしっかりと考慮した検討が行われることを切に願うとともに、政府はコロナ禍の影響に苦しむ中小企業・小規模事業者への支援や雇用対策に万全を期されたい。というコメントが出されております。

私自身も考えてみますと、ここのところ働き方改革ということで、日本の国際競争力が削がれまして、仕事がみな中国やアジア圏に持っていかれたと。本当にこんなことばかりやっていると、中小企業は切り捨てで、大企業だけがやっていけばいいんだというような見方を受けております。日本はもうワクチン開発も含めて既に後進国になっているんじゃないかという状況ということも、ある程度は認識をされた方がいいんじゃないかというように考えております。

■■■■の■■■■ですけれども、世界の■■■■の20%を作っている企業が実質倒産をして、中国の■■■■っていう会社を買われて、事業再生ADRという形になりましたけれども。2017年に、その■■■■が■■■■を同じように買収しまして、■■■■という■■■■を■■■■は作っていましたけれども。その後どうなったかといいますと、■■■■は■■■■の普及モデルを全部中国に持ってっちゃいました。■■■■にある工場で、一部の高級機種だけが、生産が残っていますけれども。一応社員の方には、賃金を引下げて、大幅に減らした上で、事業を全部中国に持って行ったと、そういう会社が、■■■■の■■■■の会社を買った状況でもありますので、今後、それがどういうことになるのか、■■■■と同じような道に動くのだろうか、或いはまた別の方法を探るのか分かりませんが、まだまだ状況が非常に悪いということは、改めて認識いただければと思います。

会長

はい。■■■■委員、お願いいたします。

使用者委員

はい。使用者側委員の■■■■です。

使用者側の皆さんの話のとおりです。

数字がいろいろと利用されているようではありますが、当時のように戻ったねと、実感を持っている人が多いなということでありま

す。

その時ですら 26 円という目安で、それを上回る目安というのは全く理解できない。普通の頭でわかりません。どうしてそういう数字が出てくるのでしょうか。根拠もない数字を出してきて、目安制度を逆に悪用された感じを受けます。こんな決め方をしているはいけないと考えます。

それからコロナもそうですけれども、その陰に隠れて、使用者側の皆さんがお話されたように、実質経済上の、例えば生産上の問題とか、あるいは経営支配の問題ですとか、そういったコロナとは関係ないところ、コロナとかオリンピックとかで表沙汰にしない。コロナだから悪いということだけではないということを理解していただきたいというように思っています。

それから、最低賃金というのは、一般的には例えばパートさんですとか、あるいは正規の方に関わりの深い賃金額であろうかなと思いますけれども、今、日本中で一番大変な思いをしているのは、飲食であったり、観光地のお店だったり、どちらかというとも最低賃金に近い世界の人たちを雇用している、そういう業界・業種が非常に大きい影響を受けている。そういう観点からも、最低賃金を上げるってことは、ものすごく雇用に対してマイナスの影響を与えていくということになることは、容認することはできません。そういう観点からも、何人かの方がおっしゃいましたけれども、今上げる事態かと。最低賃金を上げていくというトレンドについて反対をするわけではありませんけれども、今ではないということは、経営側としては声を揃えて言えることではないかなと思います。

以上です。

会長

はい。

他、ご意見などございますでしょうか。

【特になし】

会長

ありがとうございました。

公益の先生方で何かございましたら、お願いいたします。

【特になし】

会長

労働者側、使用者側委員の先生方、他にご意見はいかがでしょうか。

	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。 なければ、今後、専門部会で具体的な審議をしていただきたいと思います と思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。事務局から、他に説明がございましたら、お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、提出しております資料について、ご説明いたします。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>最低賃金の意見の公示により提出されました、意見書の写しでございます。</p> <p>資料3の(1)は、XXXXXXXXXX労働組合から提出された、最低賃金の改善を求める意見書でございます。</p> <p>次の(2)は、XXXXXXXXXXから提出された、最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書でございます。</p> <p>次の(3)は、XXXXXXXXXX労働組合から提出された、2021年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書でございます。</p> <p>次の(4)は、XXXXXXXXXX労働組合から提出されました、最低賃金の改善を求める意見書でございます。</p> <p>最後の(5)は、XXXXXXXXXX労働組合群馬県本部から提出された、最低賃金額の大幅引上げ等を求める意見書でございます。</p> <p>資料4は、XXXXXXXXXXから提出された、群馬県の最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、地域間格差解消、実効ある中小企業支援策を求める要請書、署名2,195筆の表紙の写しと、署名の用紙でございます。</p> <p>提出された署名は、会長の前に置かせていただいております。</p> <p>これらの意見書や署名につきましては、すでに厚生労働本省にも報告いたしております。</p> <p>資料5は、令和3年6月分の労働市場速報を予定しておりましたが、明日発表の予定でございますので、発表され次第、委員の皆様にはメールにてご提供をさせていただきます。</p> <p>資料6の、前橋財務事務所作成の最近の県内経済情勢も、8月3</p>

日の発表予定とのことをございますので、これにつきましても発表され次第、委員の皆様にはメールにてご提供をさせていただきます。

申し訳ございませんが、よろしくお願いいいたします。

資料7は、次の議題の特定最低賃金改正決定にかかる申出書でございます。

資料8は、先ほどご説明いたしました、中小企業等に対する拡充された支援策でございます。

資料9は、厚生労働本省で行っている賃金改定状況調査の集計誤りの報告でございます。

これにつきましては、先日の第1回目の群馬県最低賃金専門部会にご報告し、ご了解をいただいているところでございますが、厚生労働本省で行っている賃金改定状況調査の集計誤りについて、ご説明をさせていただきます。

令和2年度、令和3年度の調査結果に誤りがございましたので、第4表の賃金上昇率を訂正させていただくこととなりました。

賃金改定状況調査は、全数調査ではなく、標本調査でございます。

標本調査は、ある集団の中から一部の調査対象を選び出して調べ、その情報をもとに、元の集団全体、すなわち母集団の状態を推計するものです。

今回の調査結果の誤りの原因でございますが、復元の過程において、一部の産業での紐付けを誤り、別の産業の母集団労働者数を用いて集計をしたためでございます。

訂正の内容でございますが、第4表について、群馬県が属するCランクでは、上昇率が、令和2年度では1.5%から1.3%へ、令和3年度では0.6%から0.5%に訂正されました。

この訂正につきましては、7月7日に開催されました第3回目安小委員会に報告され、議論の結果、昨年度の日安審議の結果には影響がないことが確認されたところでございます。

いずれにいたしましても、賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における目安を定める際の参考資料の1つであり、かつ、当専門部会の資料としてもお示ししております。

最低賃金の審議に関わる重要な調査統計における誤りについては、あってはならないことであります。

深くお詫びいたします。

以上でございます。

会長

はい。ただいま事務局からの賃金改定状況調査の集計誤りについて報告がございましたが、先日、専門部会に対しても事務局から報

告がございました。

誤りのあった第4表は、専門部会の資料として提供されていることから、専門部会として昨年度の群馬県最低賃金額改正決定の審議への影響について検討いたしました。

結果としましては、専門部会では4表以外にも様々なデータを踏まえて検討した上で、本県の実情に応じた最低賃金を公労使で審議してきたものであり、総合的に判断すると、今回の調査結果の誤りにより、昨年度の専門部会の審議結果が変わるものではない、との結論になりました。

当審議会としては、事務局に対して、誤りのない資料の提供を是非ともお願いしたいと思います。

委員の先生方、ご意見ございましたら、お願いいたします。

【特になし】

会長

よろしいでしょうか。

はい。では、その他資料につきましても、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

【特になし】

会長

よろしいでしょうか。

はい。では、今後の審議会では、意見陳述や、意見書の意見及び資料等を十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。

次に、特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。資料7をご覧ください。

特定最低賃金4業種について、改正決定の申出がございました。

1件目が、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金、2件目が、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他はん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金、3件目が、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、4件目が、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金でございます。

それぞれ申出の要件となっております、「基幹的労働者の概ね3分の1以上の『労働協約』又は『合意』が必要とされている」ことを満たしておりますので、最低賃金法第21条の規定に基づき、そ

<p>労働局長</p>	<p>の改正決定の必要性の有無についての意見を求める諮問文を、丸山局長から■■■■会長にお渡しいたします。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【局長より会長へ諮問文手交】</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、局長から諮問をお受けいたしました。これについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>諮問文の写しを、委員の皆様にお配りいたします。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文（写）を各委員、傍聴人に配付】</p>
<p>事務局</p>	<p>諮問文は、4件ございますが、鉄鋼製造業のみ全文を読み上げさせていただきます。他の3件につきましては、表題のみに省略させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文朗読】</p>
<p>事務局</p>	<p>諮問文は以上でございます。</p> <p>特定最低賃金の改正決定につきましては、労使のイニシアティブによるものであること、関係労使の合意が基本となること、とされています。</p> <p>日程の関係もございまして、次回の審議会において改正決定の必要性の有無をご審議いただきたく存じます。よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ただいまの事務局説明について、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。それでは、次回の審議会では必要性の有無につきまして、ご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>最後にその他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございません。</p>

会長	<p>はい。本日の議事は以上となります。 全体を通してご意見等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>はい。ご意見等ないようです。 では、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 これで第441回最低賃金審議会を閉会といたします。 ご審議誠にありがとうございました。</p>